

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年10月9日

京都市長 門川 大作

京都市規則第33号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立小学校条例の一部を改正する条例(平成18年6月9日京都市条例第7号)中第2条の規定の施行期日は、平成21年10月13日とする。

(教育委員会事務局総務部調査課)